

じょう れい だい ごう
条 例 第 5 号

れいわ ねん がつ にち
令和6年3月18日

かごしましげんご しゅわ りかい そくしんおよ しょうがい とくせい おう
鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション
しゅだん りよう そくしん かん じょうれい こうふ
ン手段の利用の促進に関する条例を公布する。

かごしましちょう しも づる たか お
鹿児島市長 下 鶴 隆 央

かごしましげんご しゅわ りかい そくしんおよ しょうがい とくせい おう
鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーシ
ョン手段の利用の促進に関する条例

しゅわ おんせいげんご にほんご こと どくじ ぶんぼうたいけい も しゅし うご
手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや
ひょうじょうとう しかくてき ひょうげん げんご しゅわ しゃ
表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにと
ひつようふ かけつ なが しゅわ げんご みと
って必要不可欠なものであるが、長きにわたり手話が言語として認められてこなかったこ
とや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、
しゃ ひつよう じょうほう え はか むずか おお
ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションを図ることが難しく、多くの
ふべん ふあん かん せいかつ なか しょうがいしゃ けんり かん じょうやく
不便や不安を感じながら生活してきた。こうした中で、障害者の権利に関する条約や
しょうがいしゃきほんほう しゅわ げんご いちづ しゅわ たい りかい じゅうぶん
障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解は十分
すす げんじょう
には進んでいない現状である。

しゅわ ようやくひつき てんじ しょうがい とくせい おう しゅだん
また、手話、要約筆記、点字などの障害の特性に応じたコミュニケーション手段への
りかい ふきゅう じゅうぶん すす にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな うえ ふべん ふあん かん
理解や普及も十分には進んでおらず、日常生活や社会生活を営む上で、不便や不安を感
ひと すく じょうきょう なか しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら
じている人は少なくない。このような状況の中、障害者による情報の取得及び利用並び
い しそつう かか しさく すいしん かん ほうりつ しこう すべ しょうがいしゃ ひつよう じょうほう
に意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行され、全ての障害者が必要な情報を
しゅとく そうごりかい ふか かんきょう せいび いっそうもと
取得し、相互理解を深めることができる環境を整備することがより一層求められている。
かごしまし おも れんたいかん つちか ごじゅうきょういく きょうど いじん はぐく れきし
鹿児島市は、思いやりや連帯感を培った郷中教育が郷土の偉人を育ててきた歴史を

持つ。その温かみにあふれる市民性や支え合い、助け合いを大事にする風土を生かし、やさしさや温もりに満ちたまちづくりを推進する必要がある。

これらを踏まえ、言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、社会的障壁を除去し、障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指して、この条例を制定する。

もくてき (目的)

第1条 この条例は、言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音声、筆談、触手話、拡大文字、絵図、平易な表現、情報通信技術機器その他障害の特性に応じて利用される情報及び意思の多様な伝達手段をいう。
- (4) 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他の障害者の意思疎通の支援を行う者をいう。

(5) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動する団体をいう。

(6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

基本理念
(基本理念)

第3条 言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション

手段の利用の促進は、障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を

尊重し支え合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 言語としての手話への理解の促進は、手話が独自の文法体系を有する言語であって、

ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産である

との認識の下に行われなければならない。

3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障害者の自立した

日常生活及び社会生活を確保する上で重要であることから、その選択の機会の確保及

び利用の機会の拡大を図られることを基本として行われなければならない。

市の責務
(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

言語としての手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害の特性に応じ

たコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなけ

ればならない。

市民等の役割
(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定により市が推進する施策

に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割
(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条の規定により市が推進する

施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の活用により、障害者が

利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

れんけいおよ きょうどう
(連携及び協働)

だい じょう し しみんとうおよ じぎょうしゃ だい じょう ぜんじょう きてい せきむまた やくわり ふ
第7条 市、市民等及び事業者は、第4条から前条までに規定する責務又は役割を踏ま
え、^{くにおよ た ちほうこうきょうだんたい ふく そうご れんけい およ きょうどう つと}
国及び他の地方公共団体を含め、相互に連携し、及び協働するよう努めるものと
する。

しさく すいしん
(施策の推進)

だい じょう し だい じょう きてい せきむ は つぎ かか しさく すいしん
第8条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものと
する。

- げんご しゅわ りかい そくしん
(1) 言語としての手話への理解の促進
- しょうがい とくせい おう しゅだん ふきゅう
(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及
- しょうがい とくせい おう しゅだん せんたく りよう かんきょう
(3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択でき、利用しやすい環境の
せいび
整備
- しょうがい とくせい おう しゅだん じょうほうはっしんおよ じょうほうていきょう さいがい
(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信及び情報提供（災害
たひじょうじたい ばあい ふく
その他非常事態の場合を含む。）
- いしそつうしえんしゃ かくほおよ ようせい
(5) 意思疎通支援者の確保及び養成
- ぜんかくごう かか じょうれい もくてき たっせい ひつよう しさく
(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に掲げる施策を推進するに当たり必要があると認めるときは、^{しょうがいしゃ}
障害者その他関係者から意見を聴取するものとする。

3 市は、^{だい こうかくごう かか しさく じっしじょうきょう}
第1項各号に掲げる施策の実施状況について、^{しょうがいしゃかんけいだんたいとう こうせい}
障害者関係団体等で構成する
^{きょうぎかい てんけんおよ ひょうか う}
協議会の点検及び評価を受けるものとする。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
付 則

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう
この条例は、令和6年4月1日から施行する。